

大館市創業支援補助金

新規起業・創業者、第二創業者に創業資金最大100万円を支援

1. 補助対象者

以下の全てに該当する、市内で新たに起業・創業あるいは第二創業する方。(※1)

- ①市民または市民を代表者とする市内に所在する法人。
- ②市内商工団体における特定創業支援事業(1か月以上の期間、4回以上の個別経営指導)を受講完了した方。
- ③市税等の未納がない方。
- ④過去に本事業による補助を受けたことがない方。
- ⑤起業・創業後、他の業に従事しない方。

2. 補助対象経費

市からの事業承認日以降かつ、開業届または法人設立届に記載の開業日から1ヶ月後までに支出した次の費用。(※2)

○事業拠点費

事務所や店舗の借り受けに係る初期費用(敷金のみ)。
事務所や店舗の改装費や看板等構築物の設置工事費。

○設備導入費

事業の運営に専ら用いる設備、什器、備品、ソフトウェア等の購入費。

○宣伝広告費

テレビ・ラジオ・新聞等の広告費、HP等作成費、
チラシの作成や配布に係る経費等。

3. 補助金の額

上記対象経費の1/2以内(上限30万円)。ただし下表の加算要件に該当する方には補助率・補助上限額を加算。上限100万円。

加算要件	補助率	加算上限額
県外から移住し、移住後3年以内に創業する方	2/3	20万円
創業にあたり法人を設立する方	2/3	20万円
女性	1/2	10万円
地域資源を活用(3)して創業する方	2/3	20万円
40歳未満の方	1/2	10万円

◆本補助事業の活用をご検討の方は、大館市商工課(☎43-7071)までご相談ください。
なお、裏面に申請の流れおよび上記の※印について説明がありますので、ご確認ください。

【申請の流れ】事業を実施する前に申請が必要です！

- ①市内商工団体で1ヶ月以上、4回以上の個別経営指導を受講
- ②受講完了後、市から証明書発行
- ③事業承認申請
- ④市から事業承認通知書を発行
- ⑤事業承認後に開業届または法人設立届の提出、備品の購入、改修工事の契約などを開始し、開業日から1ヶ月以内に支払いを完了する
- ⑥開業日から2ヶ月以内に実績報告書を提出
- ⑦市から交付決定通知書を発行
- ⑧市から補助金振込

【表面の 印について】

- 1 農業、林業、漁業、金融業、医療業、公序良俗に反する業種は対象外です。
また、FCや保険業・福祉業・サービス業の一部業種も対象外となります。
なお、過去1年以内に他者の事業を承継した者、またはこれから他者の事業を承継する者で、既存事業以外の新事業を開始する者を「第二創業者」として、補助金の対象にしています。
- 2 ◆起業・創業後の運転費用(ランニングコスト)については、対象外です。
◆事業拠点費・設備導入費は、単価が税抜1万円以上のものが対象です。
◆宣伝広告費は、税抜1万円未満であっても対象です。
◆事業拠点費について、事業に供しないスペースが経費に含まれる場合、面積按分等により、対象となる経費を算出します。
◆設備導入費について、事業運営に直接供しないものは対象外です。
◆補助対象事業に対し、他の補助金等が交付される場合は、その経費を補助対象経費から除きます。
- 3 本補助金で対象とする地域資源(下記)を活用した起業・創業を指します。
例えば枝豆専門店、きりたんぽ専門店など、その地域資源が無ければ事業が成立しない場合のみ、該当するものです。
地域資源の単純な飲食提供(メニューの一部に加えるなど)では、この加算要件には該当しません。

《本補助金で対象とする、大館市の地域資源》

農林水産物:秋田杉、枝豆、大館さくら豚、どじょう、とんぶり、比内地鶏、山の芋

工業製品等:秋田杉桶樽、きりたんぽ、清酒、十和田石、曲げわっぱ

観光資源等:秋田犬、旧小坂鉄道、田代岳県立自然公園、長走風穴、鳥潟会館、大文字、アメッコ市